

3 4 南海トラフ地震対策等の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、復興庁)

①基幹的広域防災拠点の整備、耐震化対策の促進等について

【内容】

- (1) 愛知県地域強靭化計画に位置付けた国の直轄事業を推進するとともに、県等が行う事業を早期に進められるよう、南海トラフ地震防災対策推進地域内の地震対策に用途を限定した特定財源を捻出するなど、必要な財政措置を講ずること。
- (2) 政府の現地対策本部としての施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様に、「名古屋飛行場（小牧基地）」及び「名古屋港」においても、基幹的広域防災拠点として早急に整備を進めること。
- (3) 学校などの教育施設、上下水道、道路・街路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、ため池、排水機場などの公共構造物、防災拠点となる市町村庁舎などの施設、県民が利用する公的施設や民間住宅・民間建築物の耐震化、市街地の防災機能を高める土地区画整理事業及び狭い道路の解消の促進並びに広域避難場所等となる都市公園の整備促進を図ること。
また、リニア中央新幹線や広域道路ネットワークなどの着実な整備により、基幹的広域交通のリダンダンシーの確保を図ること。
- (4) 地震・津波被害の軽減のため、東海地域における活断層の長期評価などの調査・研究を早急に進めること。
- (5) 被災者支援総合交付金で行っている東日本大震災の被災者の生活再建支援については、引き続き実施する必要があることから、国において必要な財源を確保すること。
- (6) 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
- (7) 防災行政用無線をはじめとする重要無線通信については、「伝搬障害防止区域」として全ての電波伝搬路を指定されるよう、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第37号）を改正すること。
- (8) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理に関する規制の見直しなど更なる法制度の整備を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。
- (9) 亜炭鉱跡に対する防災事業として、亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業を実施すること。

(背景)

- 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約32.3万人、経済的な被害の合計が約220.3兆円となるなど、この巨大災害は、まさに我が国全体の国民生活・経済活動に深刻な影響が生じる国難となるものであり、国土を強靭化するまでの最大の課題である。
- 本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて平成26年12月に第3次あいち地震対策アクションプランを、平成27年8月に国土強靭化地域計画（「愛知県地域強靭化計画」）を策定したところであるが、国においては、国土全体の強靭化を的確に推進するため、各地域の計画を踏まえた上で、直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。
- 中部圏内の各機関の合意により策定した中部圏広域防災ネットワーク整備計画に基づき、政府現地対策本部の設置に必要な施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様に、「名古屋飛行場（小牧基地）」及び「名古屋港」においても、中央防災無線等の通信インフラを完備した基幹的広域防災拠点として早急に整備する必要がある。
- 平成28年熊本地震では、防災拠点となる市町村庁舎の耐震化等の揺れ対策が課題となつた。南海トラフ地震では、より大きな被害が想定されるため、公共構造物等の耐震化対策の促進等は喫緊の課題となっている。
- 政府の地震調査推進本部において、各地域の活断層の長期評価が公表されているが、東海地域においてはまだ実施されておらず、「東海地域の活断層の長期評価」などの調査・研究を早急に進める必要がある。
- 本県では、避難生活を余儀なくされている被災者に対して、地域での孤立やそれに伴う孤立死等を防止するために、被災者支援総合交付金を活用し、東日本大震災の被災者の相談支援や見守り等を行つてはいるが、こうした取組は、引き続き実施する必要がある。
- 現行制度では、被災者生活再建支援法の適用対象となる災害において、同じ災害で被災しても支給対象とならない地域が生じるといった不均衡がある。
- 防災行政用無線は、南海トラフ地震発生時に県と市町村等をつなぐ重要な情報通信手段であるが、一部の電波伝搬路上に高層建築物が建設され、通信が途絶される事案が発生した。この電波伝搬路は、電波法上の「伝搬障害防止区域」外であったため、電波の伝搬障害が建設後にしか覚知できず、事前対策がとれなかつた。防災行政用無線をはじめとする重要無線通信の大規模災害時の有用性に鑑み、基準改正の必要がある。
- 南海トラフ地震の発生が予想される中、亜炭採掘跡の実態調査や予防的充填工事は住民の安全のために必要であるが、巨額な費用が必要となり資金面での国の支援は不可欠で、春日井市等から継続的な支援要請がある。

(参考)

◇ 南海トラフ地震に係る被害想定

○ 建物被害（全壊・焼失棟数）

	揺れ・液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約258,000棟	約22,000棟	約700棟	約101,000棟	約382,000棟

○ 人的被害（死者数）

	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約14,000人	約13,000人	約70人	約2,400人	約29,000人

○ 災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物	津波堆積物	合計
愛知県想定	20,625千トン	6,465千トン	27,090千トン